

土砂条例と盛土規制法で対象となる土砂等の比較

土砂条例			盛土規制法		
土砂等	土砂	建設発生土などにより発生した土、砂又はこれらと礫、砂利等が集まったもの	土石	土砂 ①から⑤のいずれかに該当するもの	①土（地盤を構成する材料のうち、粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土）
	改良土	土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物（三重県認定リサイクル製品等）			②石（地盤を構成する材料のうち、粒径75mm以上のもの）を破砕すること等により土と同等の性状にしたもの
	再生土	廃棄物処理法に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるもの）の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であって土砂と同様の形状を有するもの（三重県認定リサイクル製品等）			③地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
		④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良剤、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良剤を混合等したもの			
		⑤建設廃材等の建設副産物（資源有効利用促進法第2条第2項（※）に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの			
			岩石		石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの

※資源有効利用促進法第2条第2項に規定する副産物この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。